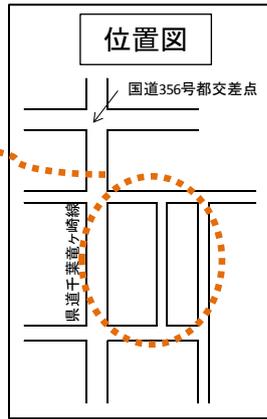


布佐東部地区復興通信

復興
ABIKO
第15号

市営住宅の整備計画案を策定しました

一月十九日に開催した「布佐東部地区住民説明会」において、「小規模住宅地区改良事業」の一環で整備を予定している市営住宅(制度上の名称は改良住宅)の計画案の説明を行いました。
市営住宅は、二戸の住宅を二棟とする「連続住宅」五棟を建設する予定となっております。
今後、用地の確保に向けた調整や具体的な設計を進め、今年の夏の工事着手、来年春の完成・入居を目指していきます。



解体工事を進めています

被災した住宅の解体工事が十一月から本格化し、一月二十五日までに、十六棟の解体が完了しました。被災家屋の解体は、今後二十九棟の工事を予定していますが、一部を除き、三月末までの完了を目指していきます。
なお、解体した建物の一部は、秋田市に運ばれ、グループホームに再利用されます。



再利用するためトラックに積み込まれる被災住宅

災害復旧工事遅延のお詫び

下水道や道路等の災害復旧工事は、今年三月末までの完了を目指して進めてきましたが、下水道施設の復旧工事が、地下水の状況などから遅れが生じ、一部の工区で、年度内に完了することが難しい状況になってきました。

また、下水道工事終了後に予定している、道路の復旧工事についても、歩道や市営住宅整備等、復興事業との調整が必要となり、予定期日内の完了が難しい状況となってきました。
地域の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしていますが、早期の完了を目指していきますので、引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

被災者支援制度に関するお知らせ

被災者生活再建支援金の申請期限が延長されました

国の被災者生活再建支援制度(対象:大規模半壊以上の被害を受けた住宅、半壊もしくは地盤被害で一部損壊の被害を受け取り壊しを行った住宅)の申請期限が一年間延長されました。

- 変更後の申請期限は、次の通りです。
 - 〈基礎支援金〉平成二十六年四月十日まで
 - 〈加算支援金〉平成二十七年四月十日まで
- (担当:市民安全課)

三月末で支援制度の一部が終了します

平成二十五年三月末をもって、被災者支援制度の一部が終了します。

終了する主な支援制度は次の通りです。

- ①被災家屋解体に伴う廃棄物の運搬・処分制度
- ②被災家屋等修繕に伴う撤去廃材無料受け入れ制度
- ③被災住宅修繕支援制度

(担当:①②クリーンセンター、③建築住宅課)

被災住宅用地の特例は申告が必要です

半壊以上の被害を受けた居住用家屋の敷地は、家屋を取り壊した後、住宅を建てられず更地のままであっても、平成三十三年度までの間、住宅用地として引き続き軽減措置を受けることが出来ます。

軽減措置を受けるには、申告が必要となりますので、お気を付けてください。

なお、申告は対策室事務所でも受け付けています。

(担当:課税課 税政担当)

発行・問合せ先

我孫子市役所布佐東部地区復興対策室
(住所) 我孫子市都十一(国道356号都交差点脇)
(電話) 04-7185-2462